

令和3年3月25日  
住宅局 建築指導課

## 建築物バリアフリー設計のガイドラインの改正に関する講習会の配信開始！

3月23日に開催した、バリアフリー設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正内容に関する講習会を録画配信します。

### ■建築設計標準※の改正内容に関する講習会 録画配信

- (1) 主な対象者：設計者、建築主、審査者、施設管理者、行政等
- (2) 主な内容：従来の建築設計標準からの改正内容、優良事例の紹介
- (3) 講師：東洋大学名誉教授 高橋儀平氏、国土交通省担当官
- (4) 説明時間：2時間程度
- (5) 配信期間：令和3年3月25日（木）～令和3年5月7日（金）
- (6) 視聴方法：以下のホームページからお申込みください。  
ホームページ <https://koushuukai.com/barrierfree/>
- (7) 問い合わせ先：0120-008-802（受付時間 9:30～18:00、土日祝祭日除く）
- (8) 建築設計標準本文：以下のホームページをご覧ください。  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html)

※「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

国土交通省が、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、バリアフリー設計のガイドラインとして策定しています。前回の改正から約4年が経過したことから、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される検討会・ワーキンググループで改正内容を検討し、令和3年3月16日に改正しました。

#### 問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 飯田、山田

電話：03 - 5253 - 8111（代表）、39 - 516、39 - 538（内線）FAX：03 - 5253 - 1630